

介護保険

2026年6月～

～基本料金～

(1) 介護の利用料

〈看護師が行う訪問看護〉

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金※（注2）参照		
	※（注1）参照	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
20分未満	3,206円	321円	641円	962円
20分以上30分未満	4,809円	481円	962円	1,443円
30分以上1時間未満	8,403円	840円	1,681円	2,521円
1時間以上1時間30分未満	11,517円	1,152円	2,303円	3,455円

※准看護師の場合：90/100

(2) 介護予防の利用料

〈看護師が行う訪問看護〉

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金※（注2）参照		
	※（注1）参照	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
20分未満	3,094円	309円	619円	928円
20分以上30分未満	4,605円	460円	921円	1,381円
30分以上1時間未満	8,107円	811円	1,621円	2,432円
1時間以上1時間30分未満	11,129円	1,113円	2,226円	3,339円

※准看護師の場合：90/100

～加算～

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

項目	要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
夜間・早朝・深夜加算	夜間 (18:00~22:00) 早朝 (6:00~8:00)	上記基本利用料 の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜 (22:00~6:00)	上記基本利用料 の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師 が30分未満の訪問 看護を行った場合 (1回につき)	2,593円/回	259円/回	519円/回	778円/回
	同時に複数の看護師 が30分以上の訪問 看護を行った場合 (1回につき)	4,104円/回	410円/回	821円/回	1,231円/回
複数名訪問加算Ⅱ	同時に看護師が看護 補助者と30分以上の 訪問看護を行った場 合(1回につき)	2,052円/回	205円/回	410円/回	616円/回
	同時に看護師が看護 補助者と30分未満の 訪問看護を行った場 合(1回につき)	3,237円/回	324円/回	647円/回	971円/回
長時間加算	1時間30分以上の訪 問看護を行った場合 (1回につき)	3,063円/回	306円/回	613円/回	919円/回
初回加算Ⅰ	新規の利用者へ サービスを提供した	3,574円/回	357円/回	715円/回	1,072円/回
初回加算Ⅱ		3,063円/回	306円/回	613円/回	919円/回

項目	場合（1月につき）	基本利用料	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
退院時共同 指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回限り）	6,126円/回	613円/回	1,225円/回	1,838円/回
緊急時訪問 看護加算Ⅰ	常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（月1回）	6,126円/月	613円/月	1,225円/月	1,838円/月
緊急時訪問 看護加算Ⅱ		5,861円/月	586円/月	1,172円/月	1,758円/月
特別管理 加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（月1回）	5,105円/月	511円/月	1,021円/月	1,532円/月
特別管理 加算Ⅱ		2,552円/月	255円/月	511円/月	766円/月
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,525円/月	2,553円/月	5,105円/月	7,658円/月
看護・介護 職員連携 強化加算	当該加算の支援を行った場合（月に1回限り）	2,553円/月	255円/月	511円/月	766円/月
看護体制 強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	5,616円/月	562円/月	1,123円/月	1,685円/月
看護体制 強化加算Ⅱ		2,042円/月	204円/月	408円/月	613円/月
サービス 提供体制 強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	61円/回	6円/回	12円/回	18円/回
サービス 提供体制 強化加算Ⅱ		31円/回	3円/回	6円/回	9円/回
介護職員等 処遇改善 加算	1月につき	所定単位× 0.018/月	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

医療保険

※利用料金全額表示となっており、支払金額は利用者様の医療保険負担割合によって異なります。

～基本料金～

基本療養費ⅠまたはⅡと管理療養費合わせた金額が1回（1日）の基本料金となります。
入院中、外泊された時の料金は基本療養費Ⅲのみとなります。

項目		該当	算定料
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	看護師	5,550円
		准看護師	5,050円
	週4日目以降	看護師	6,550円
		准看護師	6,050円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3日目まで (同一2人まで)	看護師	5,550円
		准看護師	5,050円
	週4日目以降 (同一2人まで)	看護師	6,550円
		准看護師	6,050円
	週3日目 (同一3人以上)	看護師	2,780円
		准看護師	2,530円
	週4日目以降 (同一3人以上)	看護師	3,280円
		准看護師	3,030円
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中)	入院中外泊先への訪問を行った場合1回のみ 厚生労働大臣が定める疾病の場合2回		8,500円
訪問看護管理療養費	月の初日		7,710円
	月の2日目以降 単一20人未満		3,010円

～加算～

利用者様の病状や同意により、以下の料金が加算されます。

項目			該当	算定料	
24時間対応体制加算	月1回			6,520円	
特別管理加算（Ⅰ）	重症度当の高い利用者の場合			5,000円	
特別管理加算（Ⅱ）	上記以外の場合			2,500円	
退院時共同指導加算	月1回（厚生労働大臣の定める疾病等の場合月2回）			8,000円	
特別管理指導加算	特別管理加算対象者は退院時共同指導加算に上乗せ			2,000円	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合			8,400円	
	上記以外の場合			6,000円	
長時間訪問看護加算	週1回			5,200円	
在宅患者連携指導加算	月1回			3,000円	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月2回まで			2,000円	
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1（月1回）			1,500円	
	訪問看護情報提供療養費3（月1回）			1,500円	
夜間早朝訪問看護加算	夜間：18時～22時 早朝：6時～8時	同一建物2人以下		2,100円	
		同一建物 3人以上9人以下	月15日目まで	2,100円	
			月16日目以降	1,900円	
深夜訪問看護加算	深夜：22時～6時	同一建物2人以下		4,200円	
		同一建物 3人以上9人以下	月15日目まで	4,200円	
			月16日目以降	4,000円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで			2,650円	
	月15日目以降			2,000円	
複数名訪問看護加算	看護師と同行	同一建物2人以下		4,500円	
		同一建物3人以上9人以下		4,000円	
	准看護師と同行	同一建物2人以下		3,800円	
		同一建物3人以上9人以下		3,400円	
	その他職員と同行 （下記以外）	同一建物2人以下		3,000円	
		同一建物3人以上9人以下		2,700円	
	その他職員と同行 （厚生労働大臣が 定める場合）	同一建物 2人以下	1日1回		3,000円
			1日2回		2,700円
			1日3回以上		6,000円
		同一建物 3人以上 9人以下	1日1回		5,400円
1日2回				10,000円	
1日3回以上				9,000円	

項目			該当	算定料
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下		4,500円
		同一建物3人以上9以下		4,000円
	1日3回以上	同一建物2人以下		8,000円
		同一建物 3人以上9以下	月20日目まで 月21日目以降	
訪問看護 ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1			25,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費2			10,000円
訪問看護 ベースアップ評価料（1）	厚生労働大臣が定める基準に適合しており、医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合			1,050円
訪問看護医療DX 情報活用加算	月1回			50円
訪問看護物価対応料1	月の初日の訪問の場合			60円
	月の2日目以降の訪問の場合			20円

～保険外～

項目		料金
土・日・祝料金	1日につき	2,000円（上限10,000円）
年末年始料金	1日につき（12/29～1/3）	2,100円
エンゼルケア	営業時間内（8：45～17：45）	15,000円
	営業時間外（上記以外）	20,000円
衛生材料	別紙参照	

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。その場合、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支払限度基準額を超えてサービスを利用される場合、又は、医療保険で厚生労働大臣が定める回数を超えてサービスを利用される場合は、超えた金額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 訪問看護指示書料は主治医の医療機関より請求されます。

令和 年 月 日

事業者	所在地	三木市志染町広野2丁目91
	代表取締役	栗田 信浩
	事業所名	デイジー訪問看護ステーション
	管理者	金川 純

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者	住所
	氏名

(代理人)

代理人	住所
	氏名
	(本人との続柄)

